

誌上相談室 Q&A

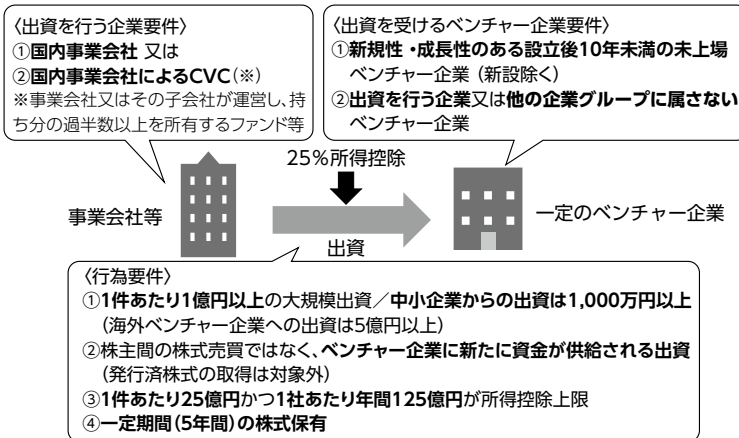
【テーマ】

令和2年度 税制改正のポイント



令和2年度の税制改正では、中小企業が、消費税軽減税率対応や最低賃金引き上げ、時間外労働規制など、乗り越えるべき課題が山積みする中で、ベンチャー企業への投資を促進する税制措置の創設をはじめ、エンジェル税制の要件緩和など、生産性向上へ向けた取り組みを促進し、経済成長を後押しする内容となっています。

図1 オープンイノベーションを促進するための税制措置の創出



Q1 法人がベンチャー企業に出資した場合に所得控除が受けられる制度が創設されるということですが、どのような内容ですか。

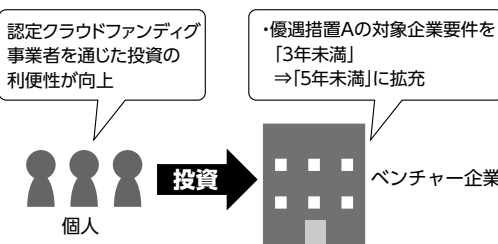
A オープンイノベーション(自社と他社や研究機関といった外部との境界を越えて、知識や情報を活用し、技術革新を目指す取り組み)を促進するため、国内事業会社が一定の条件でベンチャー企業に出資する場合に、その出資額の25%を所得控除できる制度です。

具体的には、国内事業会社が行う1件当たり1億円以上の出資と、中小企業が行う1000万円以上の出資が対象で、5年間株式を保有することなど一定の要件があります。(図1)

Q2 個人がベンチャー企業に出資した場合の優遇税制が使いやすいようになるということですが、どのようなようになりますか。

A 現在、創業から間もないベンチャー企業に個人が出資した場合には、その株式投資額を、所得控除または株式譲渡益からの控除により減税が受けられる「エンジェル税制」という制度があります。この制度を拡充し、投資先企業の要件を、「設立3年未満」から「5年未満」の中小企業へと緩和します。

図2 エンジェル税制の拡充



また、新たに株式投資型クラウドファンディング事業者を通じた投資も対象に加わるため、個人からベンチャー企業への投資がしやすくなります。(図2)

Q3 5G投資促進税制が創設されると聞きました。どのような内容ですか。

A 5Gは携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格ですが、工場や建設現場、小売など幅広い産業で活用できる技術です。ローカル5Gとは、地域の企業が5G免許を取得して、自らの敷地内に自営の5G設備を整備すれば、個別に運用・利用できるネットワークです。活用法として期待されるのは、自動化されたスマート工場や建設現場での建機遠隔制御、小売店の商品管理・電子決済など

図3 5G投資促進税制の創設

課税の特例内容

【法人税・所得税】

対象事業者	対象設備	税額控除	特別償却
全国キャリア	無線設備 等	15%	30%
ローカル5G免許人	無線設備 交換設備 伝送路設備 等	15%	30%

【固定資産税】(ローカル5G事業者に限る)
・3年間、課税標準を1/2とする

です。今回の改正により、ローカル5G事業者が整備する無線設備などの5G設備について、特別償却(30%)または税額控除(15%)が認められます。(図3)

Q4 消費税の申告期限の延長が創設されるそうですね。

A 法人税の申告では、会計監査人の監査を受ける等の理由から、申告期限の延長を受けられませんが、消費税の申告では申告期限の延長という制度はありませんでした。今回の改正により、消費税においても法人税と同様に申告期限の1カ月の延長が認められることになりました。



税理士
佐藤 晴美氏

【回答】
当所エキスパート・バンク登録専門家
佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪)